

第 6 回 出水市景観計画策定委員会 議事概要

1. 委員会の協議事項

- (1) 第 5 回景観計画策定委員会での意見と対応について
- (2) パブリックコメント等での主な意見と対応について
- (3) 景観計画 (案) ・ 景観条例 (案) について
- (4) 景観計画に基づいた今後の取組みについて

2. 議事概要

発言者	内 容
委員長	<p>(1) 第 5 回景観計画策定委員会での意見と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質疑が無いようなので、次の議題へ移る。
委員長	<p>(2) パブリックコメント等での主な意見と対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質疑が無いようなので、次の議題へ移る。
委員 事務局	<p>(3) 景観計画 (案) ・ 景観条例 (案) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観審議会はいつ設置する予定なのか。 ・10月1日以降に事業に着手するものについて景観計画の内容が適用されることから、届出は9月1日から始まることになる。したがって、その頃を目処に審議会を設置する予定である。
委員 事務局	
委員	
事務局	
委員 事務局	
委員	

発言者	内 容
<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可制度において、開発行為を行う際に面積を広げる予定がある場合は申し出るように指導をしているが、現状を踏まえると、開発行為を一度届出対象規模以下で実施し、その後に開発面積を広げる場合に対して届出を求めることが難しいことから、建築物と同じような扱いができないと判断した。 ・野田、高尾野地域では、景観計画等に基づいて、建築物等の規制誘導がなされていくことになるが、審議については景観審議会で行うということによいか。 ・その通りでよい。 ・都市計画審議会において、「六月田周辺で屋外広告物の規制を実施すると企業誘致等にマイナスに働くことが懸念されるため、例外地域を設けるよう審議会で審議をお願いしたい。」という発言があったようだが、六月田周辺は、今後商業地として重要な場所となると考えられる。屋外広告物の規制・誘導の例外地域とすることについて、どのように考えているのか。いい広告物・サインが設置されれば、いい商業地域ができるのではないかと思う。 ・屋外広告物を規制すると企業が進出してこないのではないか、屋外広告物を自由に出していいのではないかと等の意見があり、審議会で議論して欲しいとのことであった。 ・六月田周辺については、市民アンケートやプロジェクトチーム会議等で広告物が景観を損ねているとの意見が出されている。景観形成を進めていく上で広告物の規制をしないということにはならないと考えており、景観に配慮した広告物の設置を求めるのが審議会の役目であると考えている。 ・屋外広告物については鹿児島県が制定している屋外広告物条例で運用するようにしているが、今後、景観審議会などの場を活用して、どのような規制・誘導が必要となるかを議論していきたい。
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>(4) 景観計画に基づいた今後の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の鹿児島市や薩摩川内市などと同様に、鹿児島大学の先生に景観審議会へ入っていただくことは検討しているのか。 ・市は昨年12月に鹿児島大学と包括連携協定を締結している。産官学連携という観点からも、1名は鹿児島大学の先生をお願いしたいと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・以上で、第6回出水市景観計画策定委員会を終了する。